# 御坊市地域別津波避難マニュアル

## 御坊第一(御坊)地区版

氏名

私の緊急	優先順位1	優先順位2	優先順位3
避難場所			
(個人で記入)			

令和2年3月

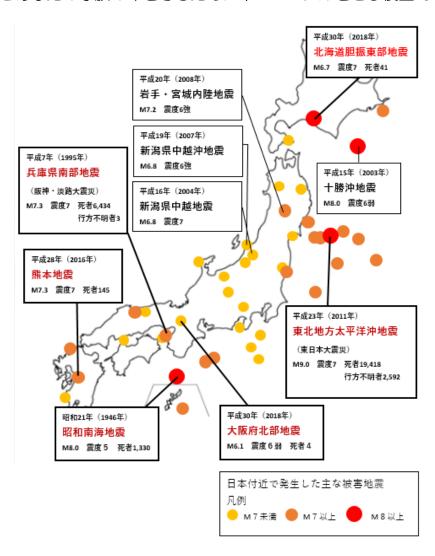
## 日本各地で頻繁におこる地震

近年、日本各地で被害をもたらす地震が頻繁に発生しています。

2011年の東日本大震災の死者・行方不明者の数は2万人を超え、津波の恐ろしさをみせつけられました。

南海トラフ巨大地震の発生確率は30年以内に70~80%といわれており、 発生自体は避けがたいものです。しかし事前に備えておくことで被害をできる だけ少なくすることは可能です。

本マニュアルでは地震に関する基本的な知識とそれに対する備え、いざ地震が発生した時の行動について具体的なポイントを挙げて紹介していきます。あなたとあなたの家族の命を守るために本マニュアルをぜひ役立ててください。



# 用語の意味

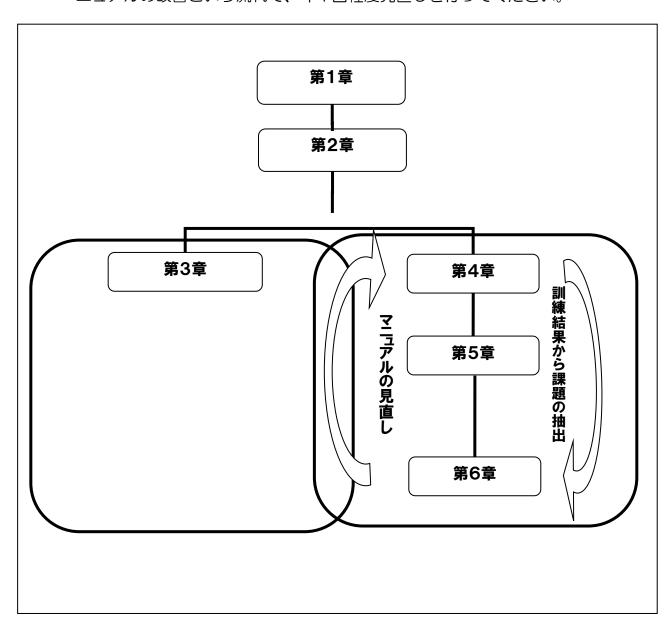
本マニュアルで用いる用語の意味は次のとおりとします。

用語								
#波避難対象地域	用	語	用語の意味					
沙害細な地形テータ等を用いて想定したもの。   津波が発生した場合に避難が必要な地域で、本市のハザードマップに定める浸水区域をいう。   本波避難困難地域   遊難目標地点まで到達できる経路のことをいう。   安全かつ確実に津波からの避難が可能になるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等に関する条例」に基づき、市長の提案により、本市地域防災計画に避難路として定められた道のうち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めて和歌山県知事が指定した避難路をいう。   (なお特定避難路沿いの建築物には一定の耐震性が求められ、避難に著しく支障を生するおそれがある建築物は、耐震化などの措置をとるよう勧告や命令を受けることがあります。)   本が定める、津波の危険から避難するための津波避難施設や高台等のこと。   地域避難場所   地域避難場所   地域避難場所   地域避難場所   地域避難場所   地域避難場所   地域避難場所   電子が定める、津波の危険から避難するための地域の高台等。   本が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。   高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、その他特に配慮を要する者。   要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。   災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を	津波浸水想定		内閣府が平成24年8月に公表した浸水想定を基に、和歌山県がよ					
定定める浸水区域をいう。     おる条件の下で津波の到達時間までに、浸水域外や浸水域内の津波避難とい等に避難することが困難な地域をいう。   遊難経路   避難目標地点まで到達できる経路のことをいう。    安全かつ確実に津波からの避難が可能になるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等に関する条例」に基づき、市長の提案により、本市地域防災計画に避難路として定められた道のうち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めて和歌山県知事が指定した避難路をいう。    (なお特定避難路沿いの建築物には一定の耐震性が求められ、避難に著しく支障を生するおそれがある建築物は、耐震化などの措置をとるよう勧告や命令を受けることがあります。)   おた			り詳細な地形データ等を用いて想定したもの。					
定定める浸水区域をいう。	<b>油油料共免+4+</b> +		津波が発生した場合に避難が必要な地域で、本市のハザードマップ					
選難経路 避難日標地点まで到達できる経路のことをいう。     安全かつ確実に津波からの避難が可能になるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等に関する条例」に基づき、市長の提案により、本市地域防災計画に避難路として定められた道のうち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めて和歌山県知事が指定した避難路をいう。     (なお特定避難路沿いの建築物には一定の耐震性が求められ、避難に著しく支障を生するおそれがある建築物は、耐震化などの措置をとるよう勧告や命令を受けることがあります。)     市が定める、津波の危険から避難するための津波避難施設や高台等のこと。     超難場所 地域避難場所 自主防災組織・住民等が定める、津波の危険から避難するための地域の高台等。     市が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。     高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、その他特に配慮を要する者。     要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。     災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を	<i>注</i> 汉姓美	进刈多地以	に定める浸水区域をいう。					
選難とル等に避難することが困難な地域をいう。     選集目標地点まで到達できる経路のことをいう。     安全かつ確実に津波からの避難が可能になるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等に関する条例」に基づき、市長の提案により、本市地域防災計画に避難路として定められた道のうち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めて和歌山県知事が指定した避難路をいう。     (なお特定避難路沿いの建築物には一定の耐震性が求められ、避難に著しく支障を生するおそれがある建築物は、耐震化などの措置をとるよう勧告や命令を受けることがあります。)     市が定める、津波の危険から避難するための津波避難施設や高台等のこと。     おりま と	(中)中 (中)	在1200mm	ある条件の下で津波の到達時間までに、浸水域外や浸水域内の津波					
安全かつ確実に津波からの避難が可能になるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等に関する条例」に基づき、市長の提案により、本市地域防災計画に避難路として定められた道のうち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めて和歌山県知事が指定した避難路をいう。 (なお特定避難路がいの建築物には一定の耐震性が求められ、避難に著しく支障を生するおそれがある建築物は、耐震化などの措置をとるよう勧告や命令を受けることがあります。)  「お定める、津波の危険から避難するための津波避難施設や高台等のこと。  「自主防災組織・住民等が定める、津波の危険から避難するための地域の高台等。  「市が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。  「事が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。  「事が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。  「事が定める、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。  「災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を	洋汉姓美	医丛舞地线	避難ビル等に避難することが困難な地域をいう。					
特定避難路  特定避難路  特定避難路  特定避難路  特定避難路  特定避難路  特定避難路をいう。 (なお特定避難路といの建築物には一定の耐震性が求められ、避難に著しく支障を生するおそれがある建築物は、耐震化などの措置をとるよう勧告や命令を受けることがあります。)  「おい定める、津波の危険から避難するための津波避難施設や高台等変難場所  地域避難場所  地域避難場所  「自主防災組織・住民等が定める、津波の危険から避難するための地域の高台等。  「市が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。  「事務を表現して、関係を関するための地域の高台等。」  「市が定める、、では、対象に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。」  「本のでは、対象に関するには、対象に関するが発生するおぞれがある。」  「おい定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。」  「おい定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。」  「おいためる、できます。」  「おいている。できます。 では、対象は、対象は、対象は、対象を関するが、対象を関するが、対象を関するが、対象を関するが、対象を関するが、対象が発生が、対象を関するが、対象が発生が、対象を関するが、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	避難	維経路	避難目標地点まで到達できる経路のことをいう。					
特定避難路 おっている。 は、本市地域防災計画に避難路として定められた道のうち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めて和歌山県知事が指定した避難路をいう。			安全かつ確実に津波からの避難が可能になるよう、「津波からの円					
特定避難路 ち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めて和歌山県知事が指定した避難路をいう。			滑な避難に係る避難路沿いの建築物等に関する条例」に基づき、市長					
特定避難路 定した避難路をいう。			の提案により、本市地域防災計画に避難路として定められた道のう					
定した避難路をいう。	⊬±⇔		ち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めて和歌山県知事が指					
に著しく支障を生ずるおそれがある建築物は、耐震化などの措置をとるよう勧告や命令を受けることがあります。)	行人	) 近美田山台	定した避難路をいう。					
るよう勧告や命令を受けることがあります。)     お定緊急			(なお特定避難路沿いの建築物には一定の耐震性が求められ、避難					
緊急 避難場所 のこと。			に著しく支障を生ずるおそれがある建築物は、耐震化などの措置をと					
選難 場所 地域避難場所 のこと。  自主防災組織・住民等が定める、津波の危険から避難するための地域の高台等。  お定避難所 市が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。  高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、その他特に配慮を要する者。  要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。  災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を			るよう勧告や命令を受けることがあります。)					
選難場所 のこと。	取刍	指定緊急	市が定める、津波の危険から避難するための津波避難施設や高台等					
場所 地域避難場所 自主防災組織・住民等が定める、津波の危険から避難するための地域の高台等。 市が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、その他特に配慮を要する者。 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。 災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を	.,	避難場所	のこと。					
域の高台等。		地域路無信託	自主防災組織・住民等が定める、津波の危険から避難するための地					
指定避難所 せるための施設。 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、その他特に配慮を要する者。 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。 災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を	ולחמש		域の高台等。					
世るための施設。     高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、その他特に配慮を要する者。     要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。     災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を	性中	32字单件 TF	市が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在さ					
要配慮者 者。     要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある 場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避 難の確保を図るために特に支援を要する者。    災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を	1日人上	.心工天世 <i>[</i> 7]	せるための施設。					
者。     要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある 場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避 難の確保を図るために特に支援を要する者。     災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を	<b>季</b> 飛	記憶者	高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、その他特に配慮を要する					
場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難行動要支援者 難の確保を図るために特に支援を要する者。 災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を	女臣	10)龙 日	者。					
避難行動要支援者 難の確保を図るために特に支援を要する者。 災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を			要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある					
災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を			場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避					
	避難行動	助要支援者	難の確保を図るために特に支援を要する者。					
			災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を					
行えない者。			行えない者。					

## マニュアルの構成と使い方

第1章から第3章までは全地域同様の内容で市が作成しており、県の公表した災害想定や地震への心得や備え、災害伝言ダイヤルの利用方法などを掲載しています。

第4章から第6章までは、それぞれの地域の方が自ら考え策定した避難の方法や今後の課題などを掲載しています。なお第4章から第6章については、マニュアルに沿った訓練の実施、課題の抽出、課題解消の検討、マニュアルの改善という流れで、年1回程度見直しを行ってください。



# 目 次

第	1章	地震•	津波	に	つ	い	7	の	知	戠		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р1
	〇地震	夏の種類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P1
	〇震度	まとマグ	゛ニチ	· ユ	_	۲		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P2
	〇津波	との特徴		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	РЗ
第	2章	災害想	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P4
	〇地震	፟፟•津波	想定	1 -	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ4
	〇震度	想定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P5
	〇津汲	<b>没</b> 浸水想	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P6
第	3章	地震へ	る。	得	ے	備	え		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P8
	〇安全	≧への備	え	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P9
	○住ま	きいの備	え	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		P12
	〇非常	特出品	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		P13
	〇家庭	ヹででき	る訓	練	i (	シ	I	1	ク	ア	ウ		訓	練	)	•	•	•	•	•	•		P14
	〇地填	域の避難	訓練	<u> </u>	.の	参	加		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		P14
第	4章	避難方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		P15
第	5章	訓練	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		P18
第	6章	課題と	対策	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		P19
避	難地区	. •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		巻末

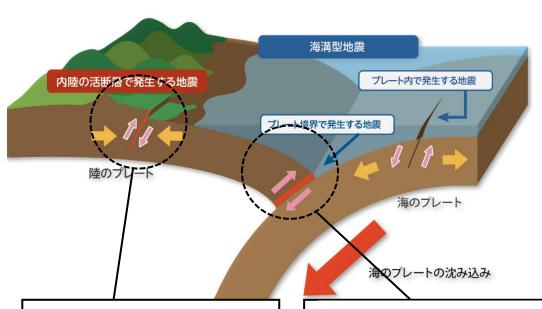
## 第1章 地震・津波についての知識

和歌山県は昔から約90年から150年周期で繰り返し発生している南海トラフの地震により、過去にも大きな被害を受けてきました。また紀ノ川沿いには中央構造線という断層帯が存在しており、想定される大きな地震は南海トラフの地震と中央構造線による地震があります。

### ○地震の種類

地球の表面を覆っている十数枚の「プレート」は陸地や海水をのせて年間数センチの速度で動いています。このようなプレート活動が地震を起こす原動力なっています。

#### 【日本周辺で発生する地震のタイプ】



#### 活断層型地震(直下型地震)

海のプレート動きなどに影響されて陸 のプレート内にある活断層がずれて発 生する。

#### 過去の発生例

阪神淡路大震災・熊本地震など

#### 海溝型地震(プレート境界型地震)

海のプレートが陸のプレートの下に沈み込む境界付近で発生する。

※津波の発生を伴うことがある。

過去の発生例

東日本大震災など

### 〇震度とマグニチュード

震度は、ある地点における「地震の揺れの強さを示します。そのため、同じ 地震でも震源からの距離などによって震度が変わります。

マグニチュードは「地震のエネルギーの規模」を示します。マグニチュードが1増えると地震の規模は約32倍に増大します。

#### 【震度による揺れと被害】



屋内にいる人の一部が、 わずかな揺れを感じる。



屋内にいる人の多くが、 揺れを感じ、眠っている 人の一部が、目を覚ます。



屋内にいる人のほとんど が、揺れを感じ、恐怖感 を覚える人もいる。



かなりの恐怖感があり、 一部の人は、身の安全を 図ろうとする。眠っても る人のほとんが、目を 覚ます。つり下げ物は大 きく揺れ、棚にある食器 類は音を立てる。



多くの人が、身の安全を 図ろうとするが、一部の 人は、行動に支障を感じ る。窓ガラスブリック あたり、ブロック 崩壊、自動販売機が倒れ たりすることもある。



非常な恐怖を感じ、多くの人が 行動に支障を感じる。多くの墓石 が倒れ、自動車の運転が困難、 重い家具が倒れることもあり、 変形によりドアが開かなくなる。



立っていることが困難になる。 家具の多くが転倒し、開かなく なるドアが多い。かなりの建物 で壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下し、耐震性の低い住宅では 倒壊するものがある。



立っていることができず、はわないと動くことができない。多くの建物で壁やタイルや窓ガラスが破損、落下し、戸が外れて飛ぶこともある。耐震性の低い住宅ではほとんど倒壊する。



揺れにほんろうされ、自分の意 志で行動できない。ほとんどの 家具が大きく転倒し、飛ぶもの もある。耐震性の高い住宅でも、 傾いたり、大きく破壊するもの がある。

#### ○津波の特徴

#### ①自動車並みの速さ

津波は海が深いほど速く伝わる性質があります。沖合ではジェット機並み の速さで伝わります。水深が浅い所に行くにつれて、遅くなるとはいって も、人が走って逃げきれるものではありません。地震の揺れを感じたら、ま たは津波警報が発表されたら、津波が見えていなくても速やかに高台に避難 しましょう。

#### ②繰り返して襲来する

津波は何度も繰り返して襲来するうえ、第1波が最大であるとは限りませ ん。最初の波が小さいからと言って安心して自宅などに戻るのは極めて危険 です。

## ③地形によって高さが変化する。

津波の高さは海岸などの地形によって変化します。岬の先端や V 字型の湾 の奥など特殊な地形では波が集中して高くなります。

#### 4川を遡上する

津波は川をさかのぼります。東日本大震災では北上川や阿武隈川などをさ かのぼり、堤防を乗り越え、河川沿いの地域でも大きな被害をもたらしまし た。



## 第2章 災害想定

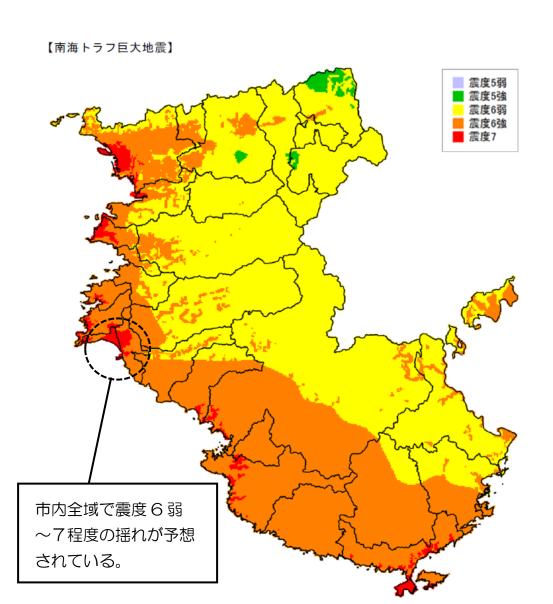
## 〇地震•津波想定

南海トラフ巨大地震は、東日本大震災の教訓から、科学的に想定し得る最大 規模の地震・津波を想定しており、発生頻度は極めて低いですが、従来からの 3連動地震の想定よりも地震による揺れの範囲や震度、津波浸水範囲が非常に 大きいものとなっています。

想定地震モデル	東	海•東南	南海・南	i海	南海トラフ巨大地震				
心た地長しブル		3連動	助地震		(和歌山県平成25年)				
地震の規模 (モーメントマグニチュー ド)		Μw	3. 7		Mw9. 1				
震源断層の位置		南海	-ラフ			南海	トラフ		
辰原伽信の世色	(	静岡県〜	~高知県	<u> </u>	(静岡県〜宮崎県)				
発生頻度	約100年周期				千年~万年に1回程度				
元工9名及		י ט די פאר	ノ十四衆	1	発生するかどうか				
最大津波高		8	m		16m				
浸水面積		27	Oha		970ha				
	津波高	津波高	津波高	津波高	津波高	津波高	津波高	津波高	
津波到達時間	1m	Зm	5m	10m	1m	Зm	5m	10m	
	15	17	18	26	13	17	17	25	
	分	分	分	分	分	分	分	分	

## 〇震度想定

和歌山県における震度想定は以下のように想定されており、本市では震度6弱~7となることが想定されています。 また、揺れの時間は長い場合3分程度続く恐れもあります。

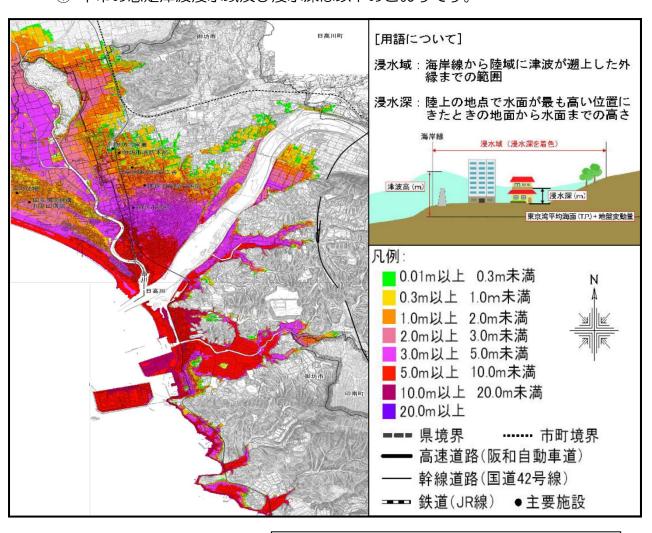


出典:和歌山県地震被害想定調査報告書(平成 26 年 3 月)

## ○津波浸水想定

本市における津波浸水想定は以下のように想定されており、市内の平均浸水深は3.7m、名屋・新町地区を中心に35.5haが津波避難困難地域と想定されています。

① 本市の想定津波浸水域及び浸水深は以下のとおりです。



出典:和歌山県津波浸水想定図(平成 25 年 3 月)

## ② 各地点での想定津波到達時間(30cmの津波)及び浸水深は以下のと おりです。

地域	地 点	到達時間	浸水深
名屋	名屋集会場	25分	6. 9m
新町	小竹八幡神社	27分	5. 2m
蒽	薗津波避難タワー	28分	2. 8m
椿	御坊市役所	32分	3. 2m
御坊	御坊幼稚園	30分	5. 5m
紀小竹	御坊小学校	32分	4. Om
島	島会館	32分	3. Om
春日	日高高等学校	37分	1. 1 m
財部	オークワロマンシティ	35分	1. 2m
富安	しらゆり保育園	122分	0. 6m
小松原	小松原西会館	44分	0. 4m
藤井	藤田小学校(運動場)	45分	O. 1 m
吉田	100円ショップセリア御坊インター店	51分	0. 3m
野口	ケーズデンキ御坊店	38分	0. 6m
岩内	フォレストイン御坊(南側手前)	33分	2. 1 m
熊野	熊野会館(駐車場)	39分	O. 3m
北塩屋	日高川味処	25分	6. 4m
南塩屋	塩屋小学校	24分	7. 5m
野島	はし長水産直売所	28分	1. 1 m
上野	和歌山高専(運動場)	27分	1. 3m
楠井	JA 紀州下楠井集出荷場	18分	9. 1 m

## 第3章 地震への心得と備え

災害からあなたやあなたの家族の命を守るには、日頃からの備えが最も重要です。一人で考えず、家族みんなで話し合っておくことが、いざというときに役立ちます。災害時の状況を具体的に想像し、事前に行っておけることを実施していきましょう。

## 家族で話し合っておきたいこと

- 〇安全への備え
  - ① ハザードマップで浸水区域・避難場所の確認
  - ② 災害時の連絡方法
- ○住まいの備え
  - ① 自宅の耐震化
  - ② 家具の固定とレイアウトの工夫
  - ③ 出口の確保
- 〇非常持出品
- ○家庭でできる訓練(シェイクアウト訓練)
- ○地域の避難訓練への参加



## ○安全への備え

### ①ハザードマップで浸水区域・避難場所の確認

御坊市では津波ハザードマップを公開しています。ハザードマップを確認し、浸水区域や避難場所を調べ、自宅のある場所の危険度を把握しておきましょう。

また、避難場所でも、集合場所は「〇〇学校の〇〇の近く」など細かく 決めておきましょう。

#### ハザードマップで確認するポイント

- ・自宅のある場所で想定される被害程度
- ・避難場所の位置、そこに至る経路
- ・災害時に危険と思われる場所(ブロック塀、狭い路地など)
- ・防災施設(消火設備、防災倉庫など)の位置

※自宅にハザードマップがない場合

市役所窓口にて配布しています。

お問い合わせ先:市役所防災対策課

TEL:0738-23-5528

FAX:0738-52-7036

HPページでも公開しています。

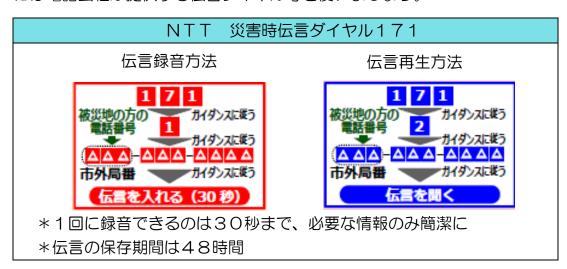
【御坊市津波ハザードマップQRコード】



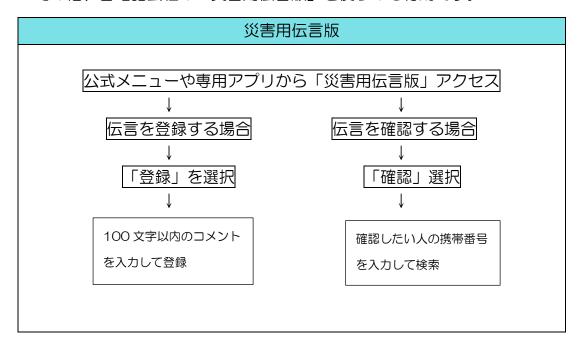
http://www.city.gobo.wakayama.jp/kurasi/bosai/hazardmap/14111088 38375.html

### ②災害時の連絡方法

災害発生直後は電話がつながりにくくなります。家族、知人の安否確認 には電話会社が提供する伝言ダイヤル等を使いましょう。



その他、各電話会社の「災害用伝言版」を使うのも有効です。



#### ●情報収集手段



#### ・ 和歌山県防災ナビ

災害発生時に的確な避難を行っていただくためのサポートアプリです。避難先検索やルートナビ、防災情報通知、家族の居場所確認、避難トレーニングといった様々な機能が利用できます。ただし、事前に右のQRコードからアプリをダウンロードする必要があります。

【QRコード】



#### 防災わかやまメール配信サービス



[QRJ-F]

県内の気象情報や地震、津波の警報、注意報、避難勧告、台風、雨量、ダム放流など、様々な情報を電子メールで配信します。ただし、事前に右のQRコードからの登録が必要です。



#### エリアメール

県内に発表される津波、河川の洪水、土砂災害警戒情報、国民保護にかかわる警報など避難が必要となる緊急情報を一斉に携帯電話に配信するサービスです。(事前登録は不要)

## みたチョ



GPSを利用した避難誘導システムの防災アプリで、災害時に最寄りの避難場所まで誘導をしてくれます。下記アドレスにてアプリの内容を紹介しています。

http://www.city.gobo.wakayama.jp/kurasi/bosai/taisaku/14473973133 04.html

## ○住まいの備え

### ① 自宅の耐震化

地震から家族を守るため、家の耐震性を高めましょう。平成12年5 月以前に建てられた木造住宅や過去に災害にあったことがある場合はまず は耐震診断を受けましょう。

#### ② 家具の固定とレイアウトの工夫

タンスや食器棚などの家具は、地震時に 倒れやすくなっています。L字型金具など での固定が必要です。

御坊市では家具転倒防止金具の取付費用 の補助事業を行っています。

お問い合わせ先:市役所防災対策課

TEL:0738-23-5528 FAX:0738-52-7036



#### ※補助金の対象者

- 1 満65歳以上の者のみで構成する世帯
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳又は和歌山県療育手帳制度要綱(昭和51年1月20日施行)の交付を受けている者のみで構成する世帯
- 3 その他市長が特に必要と認める世帯 (例 1及び2に該当する者のみで構成する世帯

また、寝室や出入り口付近で家具の固定がどうしてもできない場合に は、レイアウトを変更して、就寝位置に倒れてこないようにしておきましょう。

## ③ 出口の確保

大地震の際には、家から避難する出口を確保しておく必要があります。 家族で、どの出口を開けるか決めておきましょう。

### 〇非常持出品

地震発生時にはライフラインが止まり、救援が遅れる場合もあります。避難 する時に備えて非常持出品を用意しておきましょう。

#### 非常持出品チェックリスト

#### 貴重品

- □ 現金 (公衆電話用に10円硬貨も)
- □ カード類
- 印鑑
- □ 免許証
- □ 権利証書
- □ 健康保険証
- □ 貴金属類
- □ 鍵(自宅・車など)
- □ 住所録のコピー

#### 飲料水・非常食

#### 調理せずにそのまま食べられるもの

- □ ミネラルウォーター (缶入り、ペットボトル)
- 缶詰・乾パン・クラッカー
- □スプーン・フォーク
- 皿・コップ (紙、プラスチック製)【幼児用に】
- 離乳食・粉ミルク (哺乳ビンも)
  【ペットがいる場合】
- □ ペットフード(缶詰など)

#### 応急医薬品

#### 薬品は温度や湿度が高いところでは変質する 場合もあるので、保管に注意しましょう

- □ 絆創膏
- ガーゼ・包帯・三角巾
- □ はさみ・ピンセット・刺抜き
- □ 消毒薬・脱脂綿
- □ 傷薬
- 風邪薬・胃腸薬
- 鎮痛剤・解熱剤
- □目薬

【持病のある方は】

□ 常備薬(

#### 情報・照明

- 携帯ラジオ
- 懐中電灯(できれば1人に1つ)
- 予備の乾電池(多めに)
- □ 携帯電話(充電器も)

#### 生活用品

- □ ヘルメット・防災ずきん
- □ マスク・ゴーグル
- 軍手・ゴム手袋(厚手のもの)
- □ 雨具(かさ・レインコート)
- □ホイッスル
- (居場所や危険を知らせるため)
- 上着類 (防寒用)
- □ 下着類 (着替え用)
- □ タオル・ハンカチ
- □ ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
- □ ライター・マッチ
- ナイフ (万能ナイフ)
- ビニール袋【女性・幼児・お年寄り用に】
- □生理用品
- □ 紙おむつ
  - 【目・耳の不自由な方は】
- 眼鏡・コンタクトレンズ (洗浄・保存液も)
- □ 補聴器



### 〇家庭でできる訓練(シェイクアウト訓練)







DROP!

COVER!

**HOLD ON!** 

画像提供:防災啓発提唱会議

#### 1. まずひくく(DROP!)

しゃがんで姿勢を低くする

(屋外の場合は、落下物の危険が少ない場所でうずくまる)

#### 2. あたまをまもり(COVER!)

机やテーブルの下に潜り込んで頭を守る 屋外の場合は、カバンなどで頭を守る)

#### 3. うごかない(HOLD ON!)

じっと動かず揺れが収まるのを待つ

### ○地域の避難訓練への参加

大規模災害が発生した時には、公的機関の救助は遅れます。地域住民の助け 合いで命が助かったという事例が、東日本大震災などでもあります。

皆さんがお住いの地域では、毎年、大規模災害が起こった場合を想定して避難訓練を実施しています。まずは、地域の避難訓練に参加して近隣の人とのコミュニケーションをとり、いざというときの連携力を高めましょう。

御坊市では毎年 11 月に市内一斉の避難訓練を実施しています。それに合わせて各地の町内会や自主防災組織が避難訓練を行っています。その他地域によっては他の月に訓練等を実施している場合もあります。 ※避難訓練や自主防災組織についてのお問い合わせは市役所防災対策課へ

お問い合わせ先:市役所防災対策課

TEL:0738-23-5528 FAX:0738-52-7036



## 第4章 避難方法

避難方法は自動車を使わずに原則として、徒歩、自転車、バイクを利用して避難します。徒歩の避難では津波到達時間までに避難を完了できない場合や避難行動要支援者、怪我人などと一緒に避難する際にのみ自動車を用いて避難を行います。

## ○御坊第一地区の避難候補場所

## 「御坊小学校・福祉センター・御坊商工会館」

#### 私の緊急避難場所

上記、町内会(区)の避難方針を参考にして、自分で考えた緊急避難場所について以下に記入します。また、緊急避難場所には優先順位をつけ、時間に余裕のある場合は、より高く、より安全な場所を目指します。

私の緊急	優先順位1	優先順位2	優先順位3
避難場所			
(個人で記入)			

7ページに記載されている「各地点での想定津波到達時間」を参考に、 自分が地震発生後、遅くとも何分以内に浸水想定区域外または緊急避難場 所へ到達しなければならないかを知っておき、以下に記入します。

避難時間	遅くとも地震発生後	ち地震発生後					
(個人で記入)	分以内に緊急避難場所に到達します。						

## ○御坊地区指定避難所•避難場所

`叶类仁. 乞 私	備蓄	指定	三避難所	指定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	場所	海抜
避難先名称	状況		分類	風水害	津波	地震	(m)
勤労青少年ホーム	0	0	地域	☆☆☆	☆☆	0	3.5
日高看護専門学校			緊急		☆☆		4.3
西日本電信電話㈱御坊別館ビル			緊急		☆		3.2
御坊小学校	0	0	拠点	☆☆☆	☆☆	0	3.2
ジョーシン御坊店	0		緊急		☆☆		3.3
福祉センター	0	0	拠点・福祉	***	☆☆	0	3.4
御坊商工会館			緊急	***	☆☆		3.4
御坊市中央公民館	0	0	地域	***	☆☆	0	3.2
新町地区津波避難タワー	0		緊急		☆		3.1
津波避難タワー	0		緊急		☆☆		5.4
御坊中学校	0	0	拠点	***	☆☆	0	5.3
日高高等学校	0	0	拠点	☆☆☆	☆☆	0	4.8
税務署御坊寮			緊急		☆☆		4.8
日高川ハイツ バラ棟	0		緊急		☆☆		3.6
日高川ハイツ にじ棟			緊急		☆☆		3.6
日高川ハイツ あじさい棟	0		緊急		☆☆		3.6
日高川ハイツ ゆり棟	0		緊急		☆☆		3.6
グリーンハイツ 秋桜棟			緊急		☆☆		5.5
グリーンハイツ すみれ棟			緊急		☆☆		5.5
グリーンハイツ カトレア棟			緊急		☆☆		5.5
グリーンハイツ すずらん棟	0		緊急		☆☆		5.5
グリーンハイツ さくら棟			緊急		☆☆		5.5
名屋地区津波避難タワー	0		緊急		☆		2.3

## \*言葉の意味

指定過	B 難所	災害の危険性があり避難した方を災害の危険性がなくなるまでに必要な時間滞在させ、又は 災害により家に戻れなくなった方を一時的に滞在させる施設
指定緊急避難場所		災害の発生、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設、又は場所で洪水・津波・地震ごとにそれぞれ分かれている。
	拠点	一定期間の避難生活をするための設備を有する大規模な施設で、小中学校など
分類	地域	一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は拠点避難所に統合
	緊急	指定緊急避難場所としてのみの利用が可能な場所又は施設で、指定避難所には含まれない
		土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全であるなど、災害に耐えることができる施設
風水害	☆☆	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を保つことが可能である施設
	$^{\diamond}$	南海トラフ巨大地震並びに3連動地震想定において浸水が予想されない避難先
津波	☆☆	南海トラフ巨大地震においては浸水すると予想される区域内であるが、3 連動地震において は浸水が予想されない避難先
	☆	南海トラフ巨大地震並びに3連動地震想定において浸水が予想される区域内にある避難先
地震	0	耐震性のある施設で、津波を伴わない地震の発生時に避難が可能な施設

#### ○津波避難地図

平成31年度御坊地区の地域別津波避難マニュアル作成にかかるワークショップでは住民が主体となり、ワークショップにおいて地区の緊急避難場所や避難経路、避難方法等を話し合い、津波からの避難方法を考えました。

このようにして作成した「津波避難地図」を活用し、住民一人ひとりの避難を実現します。

巻末の地図上にあなたの避難経路を記入し活用してください。

巻末 津波避難地図

- ※ 避難経路は、道路の寸断、家屋の倒壊、ブロック塀の倒壊等で通行できない場合もありますので、複数記入しましょう。
- ※ 記入した避難経路は、定期的に確認しましょう。

## 第5章 訓練

#### ①防災意識の向上

町内会(区)または自主防災組織が主となって、勉強会を開くととも に、市や県の主催する講演会等に参加し、地域の防災力を向上します。ま た、地域全体で住宅の耐震化や家具の固定、ブロック塀の改善などに取り 組み、地震・津波から自らの命を守ります。

#### ③津波避難訓練

町内会(区)または自主防災組織が主となって、津波避難訓練を年1回以上行うこととし、可能な限り「津波防災の日(11月5日)」を中心とした地震・津波避難訓練の集中実施期間に津波避難訓練を実施します。

訓練では、非常持ち出し袋を持参するとともに、自宅から浸水区域外または緊急避難場所までどのくらいで避難できるかを計測します。

### ④ 自分たちに合った訓練・研修等の実施

町内会(区)または自主防災組織が主となって、自分たちの地区にどういった課題があるかを認識し、その課題に合った訓練を実施します。また、訓練には優先順位を付け、可能な限り優先順位の高い訓練から実施していきます。

#### 【訓練の例】

- 〇 通行止め訓練 〇 負傷者対応訓練
- 〇 要援護者対応訓練 〇 夜間訓練
- 〇 車両利用訓練

## 第6章 課題と対策

平成31年度御坊地区の地域別津波避難マニュアル作成にかかるワークショップで地区の代表者が話し合った内容をまとめました。地震災害時の被害を軽減するために、以下のことを参考にして各家庭でも防災対策に取り組んでください。

## 【御坊第一地区の課題と対策】

課題	対 策
地震発生後、自宅から	避難を促すために近所に呼びかける西町通り
素早く外に出られるよ	元町通り・元宮通りは危険
うにするための対策	どこに避難するか決めておく
避難途中の円滑な移動	ヘルメットを準備する ライフジャケットを準備する
のための対策	声をかけながら動く 避難経路を整備しておく
	基本的には徒歩での避難をおこなう
	事前に危険個所を把握しておく
避難場所に到着後も安	相手の気持ちになって行動する
全にしばらく過ごせる	随時避難場所の人数を放送する
ようにするための対策	自分で防災リュックを持参する
	避難所でのルールを決めておく
	各町内会で訓練をして話し合いをしておく

	真夏の暑い時期の平日の昼間	真冬の寒い時期の休日の夜間
	水分補給ができるか	家から出るのに時間がかかる(10分)
課	お年寄りが残される	防寒対策(たくさん服を身に着ける)
題	家族が離れた場所にいる	暗い中の移動
_	非常食の準備	ヘルメットや履物をベッドのそばに置い
対	リュックサックに持出品を用意しておく	ておく
策	ライフジャケットの準備	リュックサックに持出品を用意しておく
		懐中電灯を用意



# 津波避難3原則

- ① 想定にとらわれない!
- ② 最善を尽くせ!
- ③ 率先避難者になれ!

